

高齢者・福祉

令和8年度いきいきパス・ポイント対象事業

対象事業に参加して会場の受付又は担当課窓口で「いきいきパス・ポイントカード」を提示するとポイントが付与され、貯めたポイントを地域通貨「ぼたん圓」と交換できます。

問 市内在住の65歳以上の人
ポイント付与期間

令和9年2月28日(日)まで
ぼたん圓交換申込期間

令和9年3月15日(月)まで
※申込みは年度内1回に限ります。

今月号掲載の対象事業	ページ
社会教育講座	12
初心者向けガーデニング講座「春の寄せ植えづくり」	13
Parkヨガ	13
かんたん料理教室	19
みんなきらめけ!!ハッピー体操	19
いきいき生活教室	19
こちらウォーキングセンターです	24
月例市民ウォーキング	24

問 高齢介護課
☎21-1406
FAX 22-7731



市HP

お近くの病院や介護施設が検索できます



病院、歯科、薬局、介護サービス事業所の情報が手軽に検索できる「比企地区在宅医療・介護情報検索システム」を市HPから見ることができます。

地図から所在地、診療科、サービス内容などを簡単に調べられますので、ぜひご利用ください。

問 高齢介護課
☎22-7733
FAX 22-7731



検索システム

軽度・中等度難聴児の補聴器購入・修理費用の一部助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入・修理費用の一部を助成します。補聴器の種類ごとに設定される基準価格と補聴器の購入・修理費を比較して、いずれか少ない方の金額の3分の2の額(1,000円未満切り捨て)を助成します。

対 次の全てに該当する18歳未満の人(労働者災害補償保険法やその他の法令の規定に基づく補聴器購入・修理費用の助成を受けている場合には助成の対象外)

- ・市内に住所を有する人
- ・身体障害者手帳の交付対象にならない人(身体障害者福祉法別表第2項第1号から第3号までのいずれにも該当しないと認められる人)
- ・補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する人

※購入後の申請は受け付けられませんので、事前にご相談ください。

問 障害者福祉課
☎21-1452
FAX 24-6066



市HP

「私の意思表示ノート」を配布します



もしものときのために自分の望む意思を元気なうちから考え、家族やかかりつけ医などと共有するためのノートです。

記入後は、家族やかかりつけ医などと話し合い(人生会議)、気持ちの変化に合わせて修正しましょう。

配布場所 高齢介護課、各図書館、各市民活動センター、比企医師会在宅医療連携拠点(保健センター2階)

問 高齢介護課
☎22-7733
FAX 22-7731



市HP

地域包括支援センター便り

高齢者に関する相談を受けています

地域包括支援センターでは、高齢者や介護サービス利用者等の健康や生活などに関する相談を総合的に受け、内容により必要な制度やサービスにつなげるなどの支援を行っています。高齢者本人だけでなく、家族、地域の人などからの相談も受けています。

相談内容の例

- ・介護サービスを利用したいけど、どのような手続きが必要なの？
- ・介護予防に取り組みたいけど、どのような方法があるの？
- ・認知症の人や家族に対する支援はどのようなものがあるの？
- ・近所の高齢者の家から怒鳴り声が聞こえてきて心配。

電話、来所などで相談を受けています。また、地域包括支援センター職員が直接自宅を訪問し、お話を伺うこともできます。お気軽に担当の地域包括支援センターへご相談ください。

問 高齢介護課(市地域包括支援センター)
☎22-7733 FAX 22-7731



市HP

子育て

こども誰でも通園制度

令和8年4月から保護者の就労状況にかかわらず、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこどもが、月10時間までの利用可能枠の中で保育所等を利用できる乳児等通園支援制度(こども誰でも通園制度)が全国の市町村で始まります。

市内では、まつやま保育園、わかまつ保育園で実施します。利用するには認定を受ける必要がありますので、市HPをご確認ください。

問 保育課
☎21-1407
FAX 23-2239



市HP



利用者負担額(保育料)納付

市内認可保育園(公立・私立)、市外認可保育園(私立)の保育料は、納期限までにお支払いください。

対象	納期限
・4月分保育料と延長保育料 ・3月分一時保育料と短時間保育料	4月30日(木)
・5月分保育料と延長保育料 ・4月分一時保育料と短時間保育料	6月1日(月)
・6月分保育料と延長保育料 ・5月分一時保育料と短時間保育料	6月30日(火)

口座振替の場合は、各納期限日が振替日になりますので、ご利用の方は前日までに残高をご確認ください。

問 保育課 ☎21-1407 FAX 23-2239

妊婦のための支援給付金

産前産後期間における身体的・精神的負担を軽減するための「伴走型相談支援」事業と組み合わせ、2回の給付金を支給することで経済的支援を行っています。

	1回目	2回目
対象	令和7年4月1日以降に妊娠の届出をし市担当者との面談した妊婦	令和7年4月1日以降に子を出生した産婦
支給額	妊娠1回あたり5万円	胎児1人あたり5万円
申請期限	胎児の心拍を確認してから2年以内	こどもが生まれてから2年以内 ※流産、死産等はそのことを確認した日から2年以内

支給日 原則申請の受付があった翌月末

※胎児の心拍確認後に流産、死産、中絶した胎児分も対象です。
※いずれも他の市町村で本事業の支給を受けている人は対象外です。
※原則対象者が申請者です。

持 妊婦又は産婦の振込口座情報が分かる通帳又はキャッシュカード
※申請を代理人に依頼する場合、委任状が必要です。その際も振込先は妊(産)婦名義の口座です。

問 こども支援課
☎21-1461
FAX 23-2239



市HP



遺児手当

対 市内在住で、父母又はそのいずれかを死亡により失った義務教育修了前の児童を扶養している人

支給額 児童1人につき月額3,000円
※年3回、7月(4～7月分)、11月(8～11月分)、3月(12～3月分)に支給します。

申請に必要なもの 死亡を証明する書類(亡くなった人の除住民票、戸籍謄本等)、扶養を証明する書類(マイナ保険証及び資格情報のお知らせ等)、通帳又はキャッシュカード

申・問 こども支援課
☎21-1461
FAX 23-2239



市HP

児童扶養手当額の変更

児童扶養手当は、母子家庭、父子家庭又は生計を維持する養育者に支給される手当です。

4月分からの児童扶養手当(月額)は、次のとおり変更となりました。

区分	変更前(令和8年3月分まで)	変更後(令和8年4月分から)
本体額		
全部支給	46,690円	48,050円(+1,360円)
一部支給	46,680円～11,010円	48,040円～11,340円(+1,360円～+330円)
第2子以降加算額		
全部支給	11,030円	11,350円(+320円)
一部支給	11,020円～5,520円	11,340円～5,680円(+320円～+160円)

※5月振込み分から変更となります。

申・問 こども支援課
☎21-1461
FAX 23-2239



市HP